

仕 様 書

1. 保守点検業務委託契約の要項

- (1) 保守点検契約対象機器（以下「対象機器」という。）は、高線量率密封小線源治療システム（リモートアフターローディングシステム）とする。
- (2) 保守点検契約の期間は、2026年4月1日から2031年3月31日までとする。
- (3) 履行場所は本館地下1階アフターローディング室とする。
- (4) 委託業務の全部若しくは一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により承認を受けたときは、この限りではない。

2. 保守体制は次の要件を満たすこと。

- (1) 調達物品に障害が発生した場合、センターの派遣依頼後3時間以内に派遣が完了できる体制であること。
- (2) 当該技術者が複数配置されている体制であること。

3. 保守点検の内容

No.	区分	対象機器	回数	受付時間	作業時間	本契約内で交換、修理ができる部品の範囲	作業内容
1	定期点検 ※No.5線源交換時のいずれか1回で実施	治療装置	1回		・原則として、9:00～17:00（但し、月曜から金曜まで） ・なお、上記に関わらず柔軟に対応する	・治療装置、操作卓に係る定期交換部品（標準品）他別紙参照	・点検、診断、調整、部品交換、清掃、注油等
		治療計画装置	1回		・原則として、9:00～17:00（但し、月曜から金曜まで） ・なお、上記に関わらず柔軟に対応する	・治療計画装置に係る定期交換部品（標準品）他別紙参照	・点検、診断、調整、部品交換、清掃、注油等
2	緊急保守						
3	リモートメンテナンス						
4	電話照会対応	治療装置	無制限	終日(24時間)	・原則として、9:00～17:00（但し、月曜から金曜まで） ・なお、上記に関わらず柔軟に対応する		・照会回答
		治療計画装置	無制限	終日(24時間)	・原則として、9:00～17:00（但し、月曜から金曜まで） ・なお、上記に関わらず柔軟に対応する		・照会回答
5	線源交換及び点検（各1日）	治療装置	3回	終日(24時間)	・原則として、9:00～17:00（但し、月曜から金曜まで） ・なお、上記に関わらず柔軟に対応する		・線源交換
6	その他			9:00～17:00	・原則として、9:00～17:00（但し、月曜から金曜まで） ・なお、上記に関わらず柔軟に対応する		・ソフトウェアアップグレード業務は適宜行う ・治療立会いは最大2回とする ・トレーニング（追加）は最大2回とする

4. 報告書の提出

- ①保守点検を行ったときは、直ちに報告書を作成し、当センター職員に提出し、確認を受けること。
- ②年度4月15日までに別添様式：保守実績報告書（任意書式：年度3月末日現在）を作成し、当センターに提出すること。

以上